

議案第109号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 観光・文化スポーツ部の表2の項の(1)の金額の欄を次のように改める。

- ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合 1,900円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円）
- イ アに掲げる場合以外の場合 2,300円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,300円）

別表第1 保健福祉部の表5の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

別表第1 土木部の表2の項事務の欄中「いう。）」の次に「及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）」を加え、同項の(1)中「シまでに掲げる建築物」を「シまでに掲げる建築物又はスに掲げる住宅」に、「サ又はシに掲げる額」を「からシまでに掲げる金額」に改め、同項の(1)のア中「7,600円」を「10,000円」に改め、同項の(1)のイ中「13,000円」を「19,000円」に改め、同項の(1)のウ中「20,000円」を「30,000円」に改め、同項の(1)のエ中「28,000円」を「43,000円」に改め、同項の(1)のオ中「48,000円」を「57,000円」に改め、同項の(1)のカ中「71,000円」を「83,000円」に改め、同項の(1)のキ中「207,000円」を「243,000円」に改め、同項の(1)のク中「311,000円」を「364,000円」に改め、同項の(1)のケ中「531,000円」を「621,000円」に改め、同項の(1)のコ中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同項の(1)に次のように加える。

- ス 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号の規定に該当する住宅 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額
- (ア) 床面積が200平方メートル未満の人の居住の用以外の用に供する部分を有しない住宅（以下この項において「一戸建ての住宅」という。） 13,000円
- (イ) 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円
- (ウ) 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。） 24,000円

- (e) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 38,000円
- (f) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 59,000円
- (g) 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 77,000円

別表第1 土木部の表2の項の(2)中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項の(2)の
 ア中「次に掲げる建築物」を「次の(ア)から(イ)までに掲げる建築物」に、「法第87条の4の昇降
 機を設ける」を「(イ)又は(ロ)に掲げる」に、「次に掲げる金額に昇降機1基につき16,000円（小
 荷物専用昇降機にあっては、11,000円）を」を「(ア)から(イ)までに掲げる金額に(イ)又は(ロ)に掲げ
 る金額をそれぞれ」に改め、同項の(2)のアの(ア)中「14,000円」を「18,000円」に改め、同項の
 (2)のアの(イ)中「17,000円」を「25,000円」に改め、同項の(2)のアの(ロ)中「23,000円」を
 「35,000円」に改め、同項の(2)のアの(ハ)中「32,000円」を「47,000円」に改め、同項の(2)のア
 の(ニ)中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項の(2)のアの(ホ)中「74,000円」を「88,000円」
 に改め、同項の(2)のアの(ヘ)中「178,000円」を「210,000円」に改め、同項の(2)のアの(セ)中
 「260,000円」を「307,000円」に改め、同項の(2)のアの(ケ)中「456,000円」を「537,000円」に
 改め、同項の(2)のイに次のように加える。

- (イ) 法第87条の4の昇降機を設ける建築物 昇降機1基につき16,000円（小荷物専用
 昇降機にあっては、11,000円）
- (ロ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の規定
 に該当する建築物（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設
 省令第20号）第1条第3号に規定する建設住宅性能評価において、同法第2条第1
 項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエ
 ネルギー消費性能を有するものである旨の評価を受けたものを除く。） 次に掲げる
 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一
 次エネルギー消費量の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲
 げる金額
 - a 床面積が500平方メートル以内のもの 5,500円
 - b 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 7,500円
 - c 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 10,000円
 - d 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 21,000円
 - e 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 35,000円
 - f 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 53,000円

別表第1 土木部の表2の項の(2)のイ中「次に掲げる建築物」を「次の(ア)から(イ)までに掲げる
 建築物」に、「法第87条の4の昇降機を設ける」を「(イ)又はこの項の(2)のアの(ロ)に掲げる」に、
 「次に掲げる金額に昇降機1基につき14,000円（小荷物専用昇降機にあっては、10,000円）を」
 を「(ア)から(イ)までに掲げる金額に(イ)又はこの項の(2)のアの(ロ)に掲げる金額をそれぞれ」に改め、
 同項の(2)のイの(ア)中「13,000円」を「17,000円」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「16,000円」を
 「24,000円」に改め、同項の(2)のイの(ロ)中「22,000円」を「33,000円」に改め、同項の(2)のイ

の(ニ)中「31,000円」を「44,000円」に改め、同項の(2)のイの(オ)中「52,000円」を「62,000円」に改め、同項の(2)のイの(カ)中「69,000円」を「82,000円」に改め、同項の(2)のイの(キ)中「161,000円」を「190,000円」に改め、同項の(2)のイの(ク)中「252,000円」を「298,000円」に改め、同項の(2)のイの(ケ)中「445,000円」を「525,000円」に改め、同項の(2)のイに次のように加える。

(コ) 法第87条の4の昇降機を設ける建築物 昇降機1基につき14,000円（小荷物専用昇降機にあつては、10,000円）

別表第1 土木部の表2の項の(2)の2中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項の(3)中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同項の(4)中「27,000円」を「28,000円」に改め、同項の(4)の2及び(5)中「34,000円」を「36,000円」に改め、同項の(6)中「27,000円」を「28,000円」に改め、同項の(12)中「34,000円」を「36,000円」に改め、同項の(33)の4及び(33)の5中「27,000円」を「28,000円」に改め、同項の(35)のイ中「8,000円」を「7,200円」に改め、同項の(36)及び(39)中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項に次のように加える。

<p>(40) 政令第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物の敷地と道路の制限適用除外認定申請手数料</p>	<p>28,000円</p>
<p>(41) 政令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物の道路内建築制限適用除外認定申請手数料</p>	<p>28,000円</p>

別表第1 土木部の表3の項の(3)中「15,000円」を「22,000円」に改め、同項の(4)中「10,000円」を「17,000円」に改め、同表5の項の(1)中「33,000円」の次に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）」

を加え、同表7の項中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別表第1 土木部の表14の5の項の(2)のアの(ウ)中「標準入力法」を「標準計算法」に改め、同項の(2)のアの(カ)中「又は(イ)」を「(イ)又は(カ)」に改め、同項の(2)のアの(カ)を同項の(2)のアの(ケ)とし、同項の(2)のアの(イ)の次に次のように加える。

(カ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

- a 一戸建ての住宅 6,800円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
- c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円
- d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 53,000円
- e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 94,000円

別表第1 土木部の表14の5の項の(2)のイの(ウ)中「標準入力法」を「標準計算法」に改め、同項の(2)のイの(カ)中「又は(イ)」を「(イ)又は(カ)」に改め、同項の(2)のイの(カ)を同項の(2)のイの(ケ)とし、同項の(2)のイの(イ)の次に次のように加える。

(カ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円
- b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 32,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 95,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 160,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 230,000円

別表第1 土木部の表14の5の項の(3)のアの(ウ)中「標準入力法」を「標準計算法」に改め、同項の(3)のアの(イ)中「(ウ)」を「(ウ)又は(イ)」に改め、同項の(3)のアの(イ)を同項の(3)のアの(カ)とし、同項の(3)のアの(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

- a 一戸建ての住宅 3,400円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円
- c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 13,000円
- d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 27,000円
- e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 47,000円

別表第1 土木部の表14の5の項の(3)のイの(イ)中「(ウ)」を「(ウ)又は(イ)」に改め、同項の(3)のイの(イ)を同項の(3)のイの(カ)とし、同項の(3)のイの(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円

- b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 47,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 80,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 115,000円

別表第1 土木部の表14の6の項事務の欄中「平成28年国土交通省令第5号。」を削り、同項の(1)及び(2)を次のように改める。

<p>(1) 法第11条第1項の規定に基づく提出又は法第12条第2項の規定に基づく通知に関する建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 住宅以外の用に供する建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分（建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分をいう。以下この項の(1)及び(2)において同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円</p> <p>(ロ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 248,000円</p> <p>(ハ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 323,000円</p> <p>(ニ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 387,000円</p> <p>(ホ) 床面積が25,000平方メートル以上のもの 453,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したものの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル</p>
---	------------------------------	---

ル未満のもの 384,000円

(ウ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 546,000円

(エ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 671,000円

(オ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 793,000円

(カ) 床面積が25,000平方メートル以上のもの
904,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

(ア) 床面積が200平方メートル未満の人の居住の用以外の用に供する部分を有しない住宅（以下この項において「一戸建ての住宅」という。） 39,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 43,000円

(ロ) 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。） 78,000円

(ハ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 126,000円

(ニ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 209,000円

(ホ) 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等
297,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

(ア) 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 32,000円

		<p>(ウ) 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円</p> <p>(エ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 95,000円</p> <p>(オ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 160,000円</p> <p>(カ) 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 230,000円</p> <p>オ 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下この項において「複合建築物」という。）適合性判定に係る一の複合建築物の住宅部分（建築物の人の居住の用に供する部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の建築物の区分に応じ、この項の(1)のウ又はエに掲げる金額に、当該複合建築物の住宅部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）の建築物の区分に応じ、この項の(1)のア又はイに掲げる金額を加えた金額</p>
<p>(2) 法第11条第2項の規定に基づく提出又は法第12条第3項の規定に基づく通知に関する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(ウ) 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 78,000円</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 124,000円</p> <p>(エ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>(オ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 193,000円</p> <p>(カ) 床面積が25,000平方メートル以上のもの 226,000円</p>

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したものの次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

(ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円

(イ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 192,000円

(ロ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 273,000円

(ハ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 336,000円

(ニ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 396,000円

(ホ) 床面積が25,000平方メートル以上のもの 452,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

(ア) 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 21,000円

(ロ) 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円

(ハ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 63,000円

(ニ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 105,000円

(ホ) 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 148,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

		<p>(ケ) 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円</p> <p>(ク) 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円</p> <p>(ク) 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円</p> <p>(ケ) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 47,000円</p> <p>(ク) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 80,000円</p> <p>(ク) 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 115,000円</p> <p>オ 複合建築物 適合性判定に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(2)のウ又はエに掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(2)のア又はイに掲げる金額を加えた金額</p>
--	--	---

別表第1 土木部の表14の6の項の(3)中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「認定又は法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定」を「認定」に、「エネルギー消費性能向上計画認定又はエネルギー消費性能認定申請手数料」を「エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」に改め、同項の(3)のア中「第35条第1項各号に掲げる基準又は法第41条第2項に規定する基準」を「第30条第1項各号に掲げる基準」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項の(3)のアの(ケ)中「住宅以外の用に供する建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）」を「非住宅建築物」に改め、同項の(3)のアの(イ)中「又は主要室入力法」を削り、同項の(3)のアの(ウ)中「性能基準」を「標準計算法」に改め、同項の(3)のアの(ウ)の a 中「人の居住の用以外の用に供する部分を有しない住宅（以下この項において「一戸建ての住宅」という。）」を「一戸建ての住宅」に改め、同項の(3)のアの(ウ)の b 中「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）」を「共同住宅等」に改め、同項の(3)のアの(イ)中「又はモデル住宅法若しくはフロア入力法を用いて計算したもの」を削り、同項の(3)のアの(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの
 - a 一戸建ての住宅 6,800円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
 - c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円
 - d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 53,000円

- e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 94,000円

別表第1 土木部の表14の6の項の(3)のアに次のように加える。

- (ウ) 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(ウ)、(イ)又は(ハ)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(ケ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額

別表第1 土木部の表14の6の項の(3)のイ中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項の(3)のイの(イ)中「又は主要室入力法」を削り、同項の(3)のイの(ウ)中「性能基準」を「標準計算法」に改め、同項の(3)のイの(イ)中「又はモデル住宅法若しくはフロア入力法を用いて計算したもの」を削り、同項の(3)のイの(ハ)中「又は(イ)」を「(イ)又は(ハ)」に改め、同項の(3)のイの(ハ)を同項の(3)のイの(ケ)とし、同項の(3)のイの(イ)の次に次のように加える。

- (オ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円
- b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 32,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 95,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 160,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 230,000円

別表第1 土木部の表14の6の項の(3)のうち「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「(ハ)」を「(ケ)」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項の(4)中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項の(4)のア中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項の(4)のアの(イ)中「又は主要室入力法」を削り、同項の(4)のアの(ウ)中「性能基準」を「標準計算法」に改め、同項の(4)のアの(イ)中「(ウ)」を「(ウ)又は(イ)」に改め、同項の(4)のアの(イ)を同項の(4)のアの(ハ)とし、同項の(4)のアの(ウ)の次に次のように加える。

- (エ) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

- a 一戸建ての住宅 3,400円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円
- c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 13,000円
- d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 27,000円
- e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 47,000円

別表第1 土木部の表14の6の項の(4)のイ中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「又は主要室入力法」を削り、同項の(4)のイの(ウ)中「性能基準」を「標準計算法」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「(ウ)」を「(ウ)又は(イ)」に改め、同項の(4)のイの(イ)を同項の(4)のイの(ハ)とし、同項の(4)のイの(ウ)の次に次のよう

に加える。

- (㉔) 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの
 - a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円
 - b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円
 - c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円
 - d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 47,000円
 - e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 80,000円
 - f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 115,000円

別表第1 土木部の表14の6の項の(4)のうち「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項の(4)のウの(㉔)中「(㉔)」を「(㉕)」に改め、同項の(4)のウの(㉕)中「(㉕)」を「(㉖)」に改め、同項の(5)中「第11条」を「第13条」に、「又はイ」を「からオまで」に改める。

別表第1 危機管理防災局の表3の項の(4)のア中「(平成14年法律第151号)」を削る。

別表第1 警察本部の表7の項の(4)のアの(㉔)中「1,550円」を「1,650円」に改め、同項の(4)のアの(㉕)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証又は免許情報記録(以下この項において「免許証等」という。)」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(4)のアの(㉖)中「4,100円」を「3,900円」に、「試験」を「試験(以下この項において「技能試験」という。)」に、「6,600円」を「6,900円」に改め、同項の(4)のイの(㉔)中「1,750円」を「1,900円」に改め、同項の(4)のイの(㉕)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(4)のイの(㉖)中「2,550円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,500円(技能試験)」に、「3,350円」を「3,300円」に改め、同項の(4)のウの(㉔)中「1,750円」を「1,850円」に改め、同項の(4)のウの(㉕)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(4)のウの(㉖)中「2,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,800円(技能試験)」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同項の(4)のエの(㉔)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(4)のエの(㉕)中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項の(4)のオの(㉔)中「1,700円」を「1,800円」に改め、同項の(4)のオの(㉕)中「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(4)のオの(㉖)中「4,800円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「4,500円(技能試験)」に、「7,650円」を「7,450円」に改め、同項の(4)のカの(㉔)中「1,700円」を「1,800円」に改め、同項の(4)のカの(㉕)中「1,550円」を「1,650円」に改め、同項の(4)のカの(㉖)中「2,900円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,950円(技能試験)」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同項の(4)の2のア中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同項の(4)の2のイ中「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同項の(5)中「1,400円」を「1,350円」に、

「2,850円」を「3,100円」に改め、同表7の項の(6)を次のように改める。

<p>(6) 法第92条第1項 又は第95条の2第 11項の規定に基づ く免許証の交付</p>	<p>免許証交 付手数料</p>	<p>ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 (イ) 法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 a 政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得 ない理由のため免許証等の更新を受けることが できなかつた者であつて、法第97条の2第1項 第3号に該当して同項の規定の適用を受けたも の(以下この項において「特定試験免除者」と いう。)に対して交付する免許証 2,100円(日 を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免 許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下 この項において「複数免許取得者」という。)に 対する交付にあつては、1,900円に、与える免 許一種類ごとに200円を加えた金額 b 特定試験免除者以外のもの 2,350円(複数 免許取得者に対する交付にあつては、2,150円 に、与える免許一種類ごとに200円を加えた金 額) (イ) 法第95条の2第11項の規定による交付を受ける 場合 2,550円 イ 仮運転免許に係る免許証 1,100円</p>
---	----------------------	---

別表第1警察本部の表7の項の(7)のイ中「2,250円」を「2,600円」に改め、同項の(7)のイ中
「1,150円」を「1,050円」に改め、同項の(7)の3中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項中
(7)の3を(7)の4とし、(7)の2を(7)の3とし、(7)の次に次のように加える。

<p>(7)の2 法第95条 の2第3項の規 定に基づく特定 免許情報の記録 又は法第95条の 3の規定により 読み替えて適用 する法第92条第 2項の規定若し くは法第106条 の4第2項の規 定に基づく免許</p>	<p>特定免許情 報記録手 料</p>	<p>ア 特定免許情報の記録 (イ) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場 合 1,550円(特定試験免除者に係る記録にあつ ては1,350円、複数免許取得者に係る記録にあつ ては1,350円に、与える免許一種類ごとに200円を 加えた金額) (イ) 法第101条の4の2第2項の規定による申出 (以下この項において「更新時不交付申出」とい う。)をする場合 800円 (イ) 法第95条の2第6項の規定による申出及び更新 時不交付申出のいずれをもしない場合 1,500円 (法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第</p>
---	-----------------------------	--

<p>情報記録の書換え</p>		<p>101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）</p> <p>イ 免許情報記録の書換え 1,550円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあっては100円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあっては1,350円に、与える免許一種類ごとに200円を加えた金額）</p>
-----------------	--	--

別表第1 警察本部の表7の項の(9)のイ中「23,400円」を「23,750円」に改め、同項の(9)のイ中「19,500円」を「19,800円」に改め、同項の(9)のウ中「14,700円」を「14,450円」に改め、同項の(9)のエ中「21,500円」を「22,200円」に改め、同項の(11)のイ中「14,550円」を「15,100円」に改め、同項の(11)のイ中「11,850円」を「12,000円」に改め、同項の(11)のウ中「9,650円」を「9,950円」に改め、同項の(11)のエ中「12,450円」を「12,850円」に改め、同項の(12)のイ中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同項の(12)のイ中「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同項の(12)のウ中「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同項の(12)のエ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表7の項の(13)を次のように改める。

<p>(13) 法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証等の更新</p>	<p>免許証等更新手数料</p>	<p>ア 免許証の更新（同時に免許情報記録の更新を受ける場合を除く。）</p> <p>（イ） 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経由申請」という。）をする場合 2,750円</p> <p>（ロ） 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 1,300円</p> <p>（ハ） 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円</p> <p>イ 免許情報記録の更新（同時に免許証の更新を受ける場合を除く。）</p> <p>（イ） 経由申請をする場合であって、法第101条の2</p>
--	------------------	---

		<p>の2第3項の規定による申出（以下この項において「経由地書換申出」という。）をするとき 1,000円</p> <p>(イ) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 1,950円</p> <p>(ウ) 経由申請をしない場合 2,100円</p> <p>ウ 免許証の更新及び免許情報記録の更新</p> <p>(イ) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき 2,500円</p> <p>(イ) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 2,850円</p> <p>(ウ) 経由申請をしない場合 2,950円</p>
--	--	--

別表第1警察本部の表7の項の(13)の2の金額の欄を次のように改める。

ア 経由地書換申出をする場合	1,700円
イ 経由地書換申出をしない場合	750円

別表第1警察本部の表7の項の(13)の3中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の(13)の4中「第104条の4第7項」を「第105条の2第5項」に、「第30条の13」を「第30条の11」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項中(13)の4を(13)の5とし、同項の(13)の3の次に次のように加える。

(13)の4 法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録	<p>運転経歴情報記録 手数料</p>	900円（運転経歴証明書の交付又は再交付を伴う場合にあっては、100円）
------------------------------------	-------------------------	--------------------------------------

別表第1警察本部の表7の項の(14)中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項の(15)のイ中「750円」を「850円」に改め、同項の(15)のイ中「2,350円」を「2,400円」に改め、同項の(15)のエの(イ)中「4,450円」を「4,650円」に改め、同項の(15)のエの(イ)中「3,500円」を「3,800円」に改め、同項の(15)のエの(ウ)中「2,800円」を「3,050円」に改め、同項の(15)のオの(イ)中「4,150円」を「4,300円」に改め、同項の(15)のオの(イ)中「4,000円」を「4,200円」に改め、同項の(15)のカ中「1,500円」を「1,750円」に改め、同項の(15)のキ中「3,100円」を「3,200円」に改め、同項の(15)のク中「1,400円」を「1,850円」に改め、同項の(15)のケ中「750円」を「900円」に改め、同項の(15)のコの(イ)中「2,150円」を「2,300円」に改め、同項の(15)のコの(イ)中「2,050円」を「2,150円」に改め、同項の(15)のコの(ウ)中「2,700円」を「2,850円」に改め、同項の(15)のコの(イ)中「2,550円」を「2,700円」に改め、同項の(15)のコの(イ)中「2,450円」を「2,550円」に改め、同項の(15)のサを次のように改める。

サ 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(イ) 法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	500

円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあつては、200円）

(イ) 法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習 800円（オンライン講習にあつては、200円）

(ウ) 法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。）でないものに対する講習 1,400円

(エ) 法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習 800円（オンライン講習にあつては、200円）

別表第1警察本部の表7の項の(イ)のシの(ア)中「6,450円」を「6,600円」に改め、同項の(イ)のシの(イ)中「2,900円」を「2,950円」に改め、同項の(イ)のスを次のように改める。

ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習

(ア) 自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この項において「実車等指導」という。）を含む講習 12,900円

(イ) 実車等指導を含まない講習 9,350円

別表第1警察本部の表7の項の(イ)のセ中「2,250円」を「2,600円」に改め、同項の(イ)のソ中「第108条の2第1項第15号又は第16号」を「第108条の2第1項第15号」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同項の(イ)に次のように加える。

タ 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習 講習1時間につき2,050円

別表第1警察本部の表7の項の(イ)中「900円」を「1,000円」に改め、同項の(イ)中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同表8の項の(3)及び(4)を削り、同表の備考6の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表注1中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表注2中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改め、別表第1警察本部の表の備考7の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表注1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、

「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表注2中「に150円を加算した額」を「を減ずるほか、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円」に改める。

別表第2の14の項中「及び第10号」を「, 第10号及び第14号」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 土木部の表2の項の(1)のロ及び7の項の改正規定並びに別表第2の改正規定
公布の日

(2) 別表第1 保健福祉部の表の改正規定 令和7年3月1日

(3) 別表第1 観光・文化スポーツ部の表の改正規定、別表第1 危機管理防災局の表の改正規定並びに別表第1 警察本部の表7の項、備考6の表及び備考7の表の改正規定並びに附則第3項の規定 令和7年3月24日

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の別表第1 土木部の表2の項、14の6の項及び14の7の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第1項第3号に掲げる改正規定による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の別表第1 観光・文化スポーツ部の表2の項の規定は、同号に掲げる改正規定の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

旅券法施行令等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。